

## 公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学再評価の実施に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の短期大学機関別認証評価に関する規程（以下「短大評価規程」という。）第15条（再評価）の定めにより、再評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 本機構が行う短期大学機関別認証評価において、「保留」と判定された短期大学を対象とする。

### (実施体制)

第3条 再評価の審議は、短大評価規程第15条第3項及び第4項に基づき行うものとする。

- 2 本機構は、再評価を行うために、短大評価員規程第5条に基づき、評価員を委嘱する。
- 3 短大評価規程第4条第5項に該当するものは、当該短期大学の再評価業務には従事できないものとする。
- 4 再評価の調査実施方法については、短期大学評価判定委員会（以下「短大判定委員会」という。）において決定する。

### (申請)

第4条 本機構は、短大評価規程第15条第2項による申請書が到着後、正当な理由がある場合を除き、速やかに、受理通知書を提出しなければならない。なお、様式は別に定める。

### (再評価の中止)

第5条 当該短期大学は、特別な事由により再評価が継続できない場合、本機構理事長の承認を得て再評価を中止することができる。

- 2 前項の申入れは、文書により本機構理事長宛に行うものとする。
- 3 本機構は、正当な理由がある場合は、再評価を中止することができる。
- 4 前項により再評価を中止した場合は、判定に関する細則第4条第3項の保留期間を変更することができる。
- 5 第3項により再評価を中止した場合は、当該短期大学宛文書により通知する。

### (再評価報告書案の作成)

第6条 評価員は、当該短期大学の再評価の結果をまとめた再評価報告書案を作成し、短大判定委員会に提出する。

- 2 短大判定委員会は、再評価報告書案について審議する場合、当該短期大学の評価員より調査結果報告を聴くことができる。

(再評価報告書案の通知)

第7条 短大判定委員会は、再評価報告書案を当該短期大学に通知する。

(再評価報告書案に対する意見申立て)

第8条 当該短期大学は、再評価報告書案に対して、意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。

2 前項の意見申立てを行う短期大学は、本機構理事長宛に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

3 短大判定委員会は、当該短期大学より意見申立てがあった場合、再審議を行う。

4 再評価報告書案のうち、「不適合」及びその他に対する意見申立ての審議は、短期大学意見申立て審査会で審議を行ったうえで、短大判定委員会において最終的に再評価結果を決定する。

(再評価報告書案の承認)

第9条 短大判定委員会は、再評価報告書案を理事会に提出し、理事会の承認を得る。

ただし、理事会の承認の際には、短大評価規程第4条第5項で定める当該短期大学の関係者はこれに加わらないものとする。

(再評価報告書の公表等)

第10条 本機構は、理事会の承認を得た当該短期大学の再評価報告書を、理事会承認後、3週間以内に当該短期大学に送付する。

2 本機構は、当該短期大学の再評価報告書を刊行物やインターネット等の適切な方法で社会に公表する。

3 本機構は、当該短期大学の再評価報告書を文部科学大臣へ報告する。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、短大判定委員会の議を経て理事長の承認を得るものとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。